

労働組合法

昭和24・6・1・法律174号
改正平成5・11・12・法律89号

第1章	総則	(第1条～第4条)
第2章	労働組合	(第5条～第13条)
第3章	労働協約	(第14条～第18条)
第4章	労働委員会	(第19条～第27条の4)
第5章	罰則	(第28条～第33条)

第1章 総則

[戻る](#)

(目的)

第1条 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

2 刑法(明治40年法律第45号)第35条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

(労働組合)

第2条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

1. 役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの

2. 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

3. 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの。

4. 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの。

(労働者)

第3条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

第4条 削除(昭26法203・削除)

第2章 労働組合

[戻る](#)

(労働組合として設立されたものの取扱)

第5条 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第2条及び第2項の規定に適合することを立証しなければ、この法律に規定する手続に参加する資格を有せず、且つ、この法律に規定する救済を与えられない。但し、第7条第1号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

1. 名称

2. 主たる事務所の所在地

3. 連合団体である労働組合以外の労働組合(以下「単位労働組合」という。)の組合員は、その労働組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

4.何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われないこと。

5.単位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。

6.総会は、少くとも毎年一回開催すること。

7.すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によつて委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表されること。

8.同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

9.単位労働組合にあつては、その規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。

(交渉権限)

第6条 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

(不当労働行為)

第7条 使用者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

1.労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。但し、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

2.使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

3.労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

4.労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立をしたこと若しくは中央労働委員会に対し第27条第4項の規定による命令に対する再審査の申立をしたこと又は労働委員会がこれらの申立に係る調査若しくは審問をし、若しくは労働関係調整法（昭和21年法律第25号）による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。

（損害賠償）

第8条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

（基金の流用）

第9条 労働組合は、共済事業その他福利事業のために特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

（解散）

第10条 労働組合は、左の事由によつて解散する。

1.規約で定めた解散事由の発生

2.組合員又は構成団体の4分の3以上の多数による総会の決議

（法人である労働組合）

第11条 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2 この法律に規定するものの外、労働組合の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

3 労働組合に関して登記すべき事項は、登記した後でなければ第三者に対抗することができない。

(準用規定)

第12条 民法(明治29年法律第89号)第43条、第44条(この法律の第8条に規定する場合を除く。)、第50条、第52条から第55条まで及び第57条並びに非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第35条、第36条及び第37条の2の規定は、法人である労働組合に準用する。

2 民法第72条から第83条まで並びに非訟事件手続法第136条、第137条及び第138条の規定は、この法律の第10条の規定により解散した法人である労働組合に準用する。

第13条 削除

第3章 労働協約

[戻る](#)

(労働協約の効力の発生)

第14条 労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによつてその効力を生ずる。

(労働協約の期間)

第15条 労働協約には、3年をこえる有効期間の定をすることができない。

2 3年をこえる有効期間の定をした労働協約は、3年の有効期間の定をした労働協約とみなす。

3 有効期間の定がない労働協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によつて相手方に予告して、解約することができる。一定の期間を定める労働協約であつて、その期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定があるものについて、その期間の経過後も、同様とする。

4 前項の予告は、解約しようとする日の少くとも90日前にしなければならない。

(基準の効力)

第16条 労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の

部分は、無効とする。

この場合において無効となつた部分は、基準の定めるところによる。

労働契約に定がない部分についても、同様とする。

(一般的拘束力)

第17条 一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の4分の3以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至つたときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする。

(地域的の一般的拘束力)

第18条 一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至つたときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立に基き、労働委員会の決議により、労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約(第2項の規定により修正があつたものを含む。)の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

2 労働委員会は、前項の決議をする場合において、当該労働協約に不適當な部分があると認めるときは、これを修正することができる。

3 第1項の決定は、公告によつてする。

4 第1項の申立に係る労働協約が最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条に規定する労働協約に該当するものであると認めるときは、労働大臣又は都道府県知事は、同項の決定をするについては、賃金に関する部分に関し、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長の意見を聞かなければならない。

この場合において、都道府県労働基準局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聞かなければならない。

第4章 労働委員会

[戻る](#)

(労働委員会)

第19条 使用者を代表する者(以下「使用者委員」という。)、労働者を代表する者(以下「労働者委員」という。)及び公益を代表する者(以下「公益委員」という。)各同数をもつて組織する労働委員会を設置する。

2 労働委員会は、中央労働委員会、船員中央労働委員会、地方労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

3 労働委員会に関する事項は、この法律に定めるもののほか、政令で定める。

(中央労働委員会)

第19条の2 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

(中央労働委員会の委員の任命等)

第19条の3 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各13人をもつて組織する。

2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち4人については、国営企業(国営企業労働関係法(昭和23年法律第257号)第2条第1号に規定する国営企業をいう。第19条の10第1項において同じ。)の推薦)に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦(労働者委員のうち4人については、同法第2条第2号に規定する職員(以下この章において「国営企業職員」という。)が結成し、又は加入する労働組合の推薦)に基づいて、公益委員は労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその公益委員を罷免しなければならない。

5 公益委員の任命については、そのうち6人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

6 中央労働委員会の委員(次条から第19条の9までにおいて単に「委員」という。)は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち2人以内は、常勤とすることができる。

(委員の欠格条項)

第19条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

1. 禁治産者又は準禁治産者

2.禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

1.国会又は地方公共団体の議会の議員

2.国営企業職員又は国営企業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

(委員の任期等)

第19条の5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続き在任するものとする。

(公益委員の服務)

第19条の6 常勤の公益委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

1.政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

2.内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第1号に該当する行為をしてはならない。

(委員の失職及び罷免)

第19条の7 委員は、第19条の4第1項各号のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。

公益委員が同条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合も、同様とする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、使用者委員

及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

3 前項の規定により、内閣総理大臣が中央労働委員会に対して、使用者委員又は労働者委員の罷免の同意を求めた場合には、当該委員は、その議事に参与することができない。

4 内閣総理大臣は、公益委員のうち5人が既に属している政党に新たに属するに至つた公益委員を直ちに罷免するものとする。

5 内閣総理大臣は、公益委員のうち6人以上が同一の政党に属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に属する者が5人になるように、両議院の同意を得て、公益委員を罷免するものとする。
ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員を罷免することはできないものとする。

（委員の給与等）

第19条の8 委員は、別に法律の定めるところにより俸給、手当その他の給与を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。

（中央労働委員会の会長）

第19条の9 中央労働委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4 中央労働委員会は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により、会長に故障がある場合において会長を代理する委員を定めておかなければならない。

（地方調整委員）

第19条の10 中央労働委員会に、国営企業とその国営企業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第27条第13項に規定する調査若しくは審問に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2 地方調整委員は、中央労働委員会の同意を得て、政令で定める区域ごとに労働大臣が任命する。

3 第19条の5第1項本文及び第2項、第19条の7第2項並びに第19条の8の規定は、地方調整委員について準用する。

この場合において、第19条の7第2項中「内閣総理大臣」とあるのは「労働大臣」と、「使用

者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「中央労働委員会」と読み替えるものとする。

(中央労働委員会の事務局)

第19条の11 中央労働委員会にその事務を整理させるために事務局を置き、事務局に会長の同意を得て労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局に、地方における事務を分掌させるため、地方事務所を置く。

3 地方事務所の位置、名称及び管轄区域は、政令で定める。

(地方労働委員会)

第19条の12 地方労働委員会は、都道府県が設けるものとする。

2 地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各13人(東京都が設けるものに限る。)、各11人(大阪府が設けるものに限る。)又は各9人、各7人若しくは各5人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 第19条の2、第19条の3第5項及び第6項本文、第19条の4第1項、第19条の5、第19条の7第1項前段、第2項及び第3項、第19条の8、第19条の9並びに前条第1項の規定は、地方労働委員会について準用する。この場合において、第19条の2中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第19条の3第5項中「そのうち6人以上」とあるのは「公益委員の数が13人の地方労働委員会にあつてはそのうち6人以上、公益委員の数が11人の地方労働委員会にあつてはそのうち5人以上、公益委員の数が9人の地方労働委員会にあつてはそのうち4人以上、公益委員の数が7人の地方労働委員会にあつてはそのうち3人以上、公益委員の数が5人の地方労働委員会にあつてはそのうち2人以上」と、第19条の7第2項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「地方労働委員会」と、同条第3項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「地方労働委員会の委員」と、前条第1項中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「事務局長及び必要な職員」とあるのは「事務局長、事務局次長2人以内及び必要な職員」と読み替えるものとする。

5 公益委員は、自己の行為によつて前項の規定により読み替えられた第19条の3第5項の規定に抵触するに至つたときは、当然退職するものとする。

(船員労働委員会)

第19条の13 船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船員（国営企業職員を除く。以下この項において同じ。）に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとする。この場合において、第18条第4項の規定は、船員については、適用しない。

2 船員中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各7人をもつて組織し、船員地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各5人をもつて組織する。

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、運輸大臣が任命する。

4 中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定（第19条の3第1項から第4項まで及び第6項ただし書、第19条の4第2項、第19条の6、第19条の7第1項後段、第4項及び第5項、第19条の10、第19条の11第2項及び第3項、前条第2項、第3項及び第4項後段（第19条の11第1項中「事務局長及び必要な職員」とあるのは「事務局長、事務局次長2人以内及び必要な職員」と読み替える部分に限る。）、第24条第2項並びに第27条第13項の規定を除く。）は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会について準用する。

この場合において、第19条の2中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第19条の3第5項中「6人以上」とあるのは「3人以上」と、第19条の7第2項中「内閣総理大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「船員中央労働委員会」と、同条第3項中「内閣総理大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「船員中央労働委員会の委員」と、第19条の11第1項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、前条第1項中「都道府県が」とあるのは「各地方運輸局の管轄区域（政令で定める地方運輸局にあつては、政令で定める区域を除く。）及び当該政令で定める区域を管轄区域として並びに当分の間沖縄県の区域を管轄区域として」と、同条第4項中「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」と、第25条第2項中「国営企業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第5条第1項及び第11条第1項の規定による処分については、政令で定めるものに限る）」について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県」とあるのは「二以上の船員地方労働委員会の管轄区域」と読み替えるものとする。

5 前条第5項の規定は、船員中央労働委員会の公益委員について準用する。

（労働委員会の権限）

第20条 労働委員会は、第5条、第11条、第18条及び第27条の規定によるものの外、労働争議のあつ旋、調停及び仲裁をする権限を有する。

（会議）

第21条 労働委員会は、公益上必要があると認めたとさは、その会議を公開することができ

る。

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各1人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(強制権限)

第22条 労働委員会は、その事務を行うために必要があると認めるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対して、出頭、報告の提出若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは労働委員会の職員(以下単に「職員」という。)に関係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 労働委員会は、前項の臨検又は検査をさせる場合においては、委員又は職員にその身分を証明する証票を携帯させ、関係人にこれを呈示させなければならない。

(秘密を守る義務)

第23条 労働委員会の委員若しくは委員であつた者又は職員若しくは職員であつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。中央労働委員会の地方調整委員又は地方調整委員であつた者も、同様とする。

(公益委員のみで行う権限)

第24条 第5条、第7条、第11条及び第27条並びに労働関係調整法第42条の規定による事件に関する処分には、労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立つて行われる審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するもののほか、国営企業職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

(中央労働委員会の権限)

第25条 中央労働委員会は、第18条、第20条、第26条及び第27条並びに労働関係調整法第35条の2から第35条の4までの規定による事務を行う権限を有する。

2 中央労働委員会は、国営企業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第5条第1項及び第11条第1項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。)について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁

及び処分について、優先して管轄する。

3 中央労働委員会は、第5条、第7条及び第27条の規定に基づく地方労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立てを却下することができる。この再審査は、地方労働委員会の処分の当事者のいずれか一方の申立てに基づいて、又は職権で、行うものとする。

(規則制定権)

第26条 中央労働委員会は、その行う手続及び地方労働委員会が行う手続に関する規則を制定し、公布する権限を有する。

(労働委員会の命令等)

第27条 労働委員会は、使用者が第7条の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。

この調査及び審問の手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。

2 労働委員会は、前項の申立が、行為の日(継続する行為にあつてはその終了した日)から1年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

3 労働委員会は、第1項の審問を行う場合において、当事者の申出により、又は職権で、証人に出頭を求め、質問することができる。

4 労働委員会は、第1項の審問の手続を終つたときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなければならない。

この事実の認定及び命令は、書面によるものとし、その写を使用者及び申立人に交付しなければならない。

この命令は、交付の日から効力を生ずる。

この項の規定による手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとする。

5 使用者は、地方労働委員会の命令の交付を受けたときは、15日以内(天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内)に中央労働委員会に再審査の申立をすることができる。

但し、この申立は、当該命令の効力を停止せず、その命令は、中央労働委員会が第25条の規定により再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときに限り、その効力を失う。

6 使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立てをしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から30日以内に、当該命令の取消しの訴を提起することができる。この期間は、不変期間とする。

7 使用者は、第5項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の命令に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条第3項の規定は、適用しない。

8 第6項の規定により使用者が裁判所に訴を提起した場合において、受訴裁判所は、当該労働委員会の申立により、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまでその労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立により、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

9 使用者が労働委員会の命令につき第6項の期間内に訴を提起しないときは、その労働委員会の命令は、確定する。
この場合において、使用者が労働委員会の命令に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。
この通知は、労働者もすることができる。

10 第6項の訴に基く確定判決によつて地方労働委員会の命令の全部又は一部が支持されたときは、中央労働委員会は、その地方労働委員会の命令について、再審査することができない。

11 第5項の規定は労働組合又は労働者が中央労働委員会に対して行なう再審査の申立てについて、第7項の規定は労働組合又は労働者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

12 第1項、第3項及び第4項の規定は、中央労働委員会の再審査の手續について準用する。

13 中央労働委員会は、第24条第1項の規定にかかわらず、中央労働委員会に係属している事件に関し、前条の規定により中央労働委員会が定める手續規則の定めるところにより、公益を代表する地方調整委員に第1項の申立て又は第5項若しくは第11項の再審査の申立てに係る調査又は審問を行わせることができる。
この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、当該審問に参加することができる。

（費用弁償）

第27条の2 第22条第1項又は第27条第3項の規定により出頭を求められた者は、政令の定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

(行政手続法の適用除外)

第27条の3 労働委員会がする処分については、行政手続法(平成5年法律第88号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第27条の4 労働委員会がした処分については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができない。

第5章 罰 則

[戻る](#)

第28条 第27条の規定による労働委員会の命令の全部又は一部が確定判決によつて支持された場合において、その違反があつたときは、その行為をした者は、1年以下の禁こ若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第29条 第23条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

第30条 第22条の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同条の規定に違反して出頭をせず、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第31条 法人又は人の代理人、同居者、雇人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は、自己の指揮に出たのでないことの故をもつてその処罰を免れることができない。

2 前条前段の規定は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人に適用する。但し、営業に関して、成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第32条 使用者が第27条第8項の規定による裁判所の命令に違反したときは、10万円(当該命

令が作為を命ずるものであるときは、その命令の不履行の日数1日につき10万円の割合で算定した金額)以下の過料に処する。同条第9項の規定により確定した労働委員会の命令に違反した場合も、同様とする。

第33条 法人である労働組合の清算人が第12条で準用された民法の規定に違反して同法第84条の規定によつて罰せられるべき行為をしたときは、その清算人は、同法同条に規定する過料と同一の範囲の額の過料に処する。「注」

注 過料の額 民法附則(昭54法律68号)5条。

2 前項の規定は、法人である労働組合の代表者が第11条第2項の規定に基づいて発する政令で定められた登記事項の変更の登記をすることを怠つた場合において、その代表者につき準用する。